

米連邦通信委員会（FCC）等による措置に対する中国の一連の対抗措置

- 米国向け無人機に関わる両用品目の輸出管理の強化
- 米企業 7 社を反外国制裁法の報復リスト掲載、報復措置を実施
- 中国強制認証（CCC）による米国認証機関が行う工場の定期検査の一時停止
- 対外貿易に関する国家安全調査を初めて発動（対外貿易法）
- 調査対象となる印刷機、複写機は広範となる可能性

2026.8.7

CISTEC 事務局

中国商務部等は 2026 年 8 月 5 日、米国連邦通信委員会（FCC）及び米国国土安全保障省（DHS）による一連の関連措置に対する対抗措置を発表した。

米国連邦通信委員会（FCC）は、中国含む外国による安全保障リスクを排除する為、外国製の無人機や家庭用ルーターの他、最近では、外国製の通信関連機器、パワーインバーターや高度なロボットの輸入・販売の原則禁止措置を発表¹していた。また、米国に接続する海底ケーブルシステムについても、関連禁止措置等を発表していた。

米国国土安全保障省（DHS）は、中国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関与しているとして、中国企業 43 社をウイグル強制労働防止法に基づくエンティティリストに追加掲載し、当該企業からの輸入を禁止すると発表²していた。

これらについて、中国商務部は「両国首脳が合意した重要な共通認識に著しく反するものであり、必要な報復措置を講じて対応するほかない」³として、5つの報復措置（詳細は

¹ 米当局、中国 D J I など外国製ドローンの新規承認禁止 中国反発（ロイター25.12.24）

<https://jp.reuters.com/world/security/DHVPVWMEZBKSD6WMEHTKDPDDI-2025-12-23/>

米当局、海外製新型ルーターの輸入禁止 セキュリティー懸念で（ロイター26.3.24）

<https://jp.reuters.com/business/technology/ZJRRPTR2VVKHPLDKBEKX4AVNV4-2026-03-24/>

米 F C C、海底ケーブル規制強化へ 中国製機器を排除（ロイター26.6.4）

<https://jp.reuters.com/world/security/2P53NSOOTNOSDPP33SPCZOILUQ-2026-06-04/>

米 F C C、中国製機器の輸入禁止を拡大 旧モデルも対象に（ロイター26.6.29）

<https://jp.reuters.com/markets/global-markets/SJDQLHTWN5KYDAU5IJWJRUBIFM-2026-06-29/>

米、中国製ヒト型ロボットなど新モデル禁輸 国内 A I インフラ保護へ（ロイター26.7.29）

<https://jp.reuters.com/world/security/FRL4KBQ5HZNGNHORE2ZTJBRZWU-2026-07-28/>

米国連邦通信委員会による、安全保障上脅威を及ぼす中国等外国製機器・サービス(国際海底ケーブル、無人機、家庭用ルーター)の禁止措置強化の近時動向（CISTEC 解説（賛助会員限定）26.4.27）

<https://www.cistec.or.jp/members/z1905sokuho/20260427.pdf>

米 FCC 最新規制動向（中国等外国敵対勢力の排除措置強化）～“Covered List” 対象機器・部品・企業、及び海底ケーブル陸揚げ許可制度・手続きの改正等～（CISTEC 解説（賛助会員限定）26.8.5）

<https://www.cistec.or.jp/members/z1905sokuho/20260805.pdf>

² 米、輸入禁止対象に中国 43 社追加 ウイグル強制労働を問題視（ロイター26.8.1）

<https://jp.reuters.com/world/security/YRBV3EXWZ5NKPH22FSLIQFXM4Q-2026-07-31/>

³ 「商务部新闻发言人就对美国联邦通信委员会、美国土安全部系列涉华消极措施实施反制答记者问」（中華人民共和國

後述)を公表した。

他方で、同部は「私が強調したいのは、中国の報復措置は全体として抑制的なものということである。中国は中米経済貿易関係の得難い安定を重要視している。我々は米国が中国と互いに歩み寄れることを望んでいる。」としており、報道⁴によれば、「北京もワシントンも、広範囲にわたる措置ではなく、慎重に調整された的を絞った措置を講じ続けている」と北京を拠点とするアンクラ・チャイナのマネージング・ディレクターは述べ、双方が緊張の激化を望んでいないことを示唆したとしている。

【全体の構成】

- ① 米国向け無人機に関わる両用品目の輸出管理の強化 (2026 年 8 月 5 日公布、施行)
- ② 米アプライド DNA サイエンス等米国企業 6 社に対する反外国制裁法に基づく報復措置の実施 (2026 年 8 月 5 日公布、施行)
- ③ 米コンプライアンステストング合同会社に対する反外国制裁法に基づく報復措置の実施 (2026 年 8 月 5 日公布、施行)
- ④ 中国の強制認証 (CCC) 機関が米国認証機関に委託して実施していた工場の定期検査の一時停止の決定 (2026 年 8 月 5 日公布、施行)
- ⑤ 外国製システムソフトウェアを搭載する輸入印刷機・複写機の国家安全に対する影響調査の決定 (2026 年 8 月 5 日公布、施行)

① 米国向け無人機に関わる両用品目の輸出管理の強化 (2026 年 8 月 5 日公布、施行)

中国商務部は 2026 年 8 月 5 日、上述の米国措置に対する対抗措置の一環として、輸出管理法及び両用品目輸出管理条例等の関連規定に基づき、無人機に関わる両用品目の米国向けの輸出について、輸出管理を強化することを発表⁵した。

対象品目は、両用品目輸出管理リストに掲載されている無人機とその重要部品、関連技術⁶となり、これらの米国向けの輸出について、個別に厳格な審査を行い、許可の円滑化措置は適用しないとされている。

商務部サイト新聞発布・新聞發言人談話 2026 年 8 月 5 日) 別添 1※CISTEC 仮訳

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyth/art/2026/art_e247be3a58d7425e9cfd0813ae7c2695.html

⁴ China targets US firms and drone exports after FCC, Xinjiang actions (ロイター26.8.5)

<https://www.reuters.com/world/asia-pacific/china-targets-us-firms-drone-exports-after-fcc-xinjiang-actions-2026-08-05/>

⁵ 「商务部公告 2026 年第 34 号 公布加强无人机相关两用物项对美国出口管制」(中華人民共和國商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 8 月 5 日) 別添 2※CISTEC 仮訳

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_74835ca289b5463f9c36cb983b689dba.html

⁶ 無人機及びその部品、関連技術は、同リスト中、9A012、9A101、9A501 等に掲載。

○両用品目輸出管理リスト (CISTEC 仮訳)

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241125.pdf

輸出管理法第 14 条（両用品目輸出管理条例第 15 条）では、輸出者が輸出管理の内部コンプライアンス制度を構築し、運用状況に問題がなければ、一定の輸出について、有効期間が 3 年を超えない範囲で包括的な許可が認められるが、今般の措置である「許可の円滑化措置は適用しない」という点は、包括許可は認められず、全て個別に厳格な審査が行われることを意味していると思われる。

② アプライド DNA サイエンス等米国企業 6 社に対する反外国制裁法に基づく報復措置の実施（2026 年 8 月 5 日公布、施行）

中国商務部は 2026 年 8 月 5 日、上述の米国措置に対する対抗措置の一環として、強制労働を理由に中国企業をウイグル強制労働防止法に基づくエンティティリストに掲載し制裁措置を講じたことに対して、アプライド DNA サイエンス等米国企業 6 社は、米国の新疆ウイグル自治区に関わる違法な制裁に協力・支援を行っているとして、当該者を反外国制裁法に基づく報復リストに掲載し、報復措置の実施を発表⁷した。

中国は、米国の措置について、「米国の措置は事実の根拠を欠いており、「人権」や「強制労働」を名目に中国企業に対して恣意的に一方的な制裁を継続的に課すものであり、典型的な経済的威圧行為である。中国側はこれを強く非難し、断固として反対する。中国は必要な措置を講じ、中国企業の合法的権益を断固として守り抜く。」と表明していた⁸。

今般の措置内容として、反外国制裁法⁹に基づき、アプライド DNA サイエンス等の 6 社を同法に基づく報復リストに掲載し、反外国制裁法第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 9 条、第 10 条及び第 15 条（条文は後述に掲載）等に基づき、中国国内の組織、個人がこれら企業と関連する取引、協力等の活動を行うことを禁止するものである。

報復リスト掲載企業等は、中国国内の動産・不動産等が凍結されることや、中国国内の企業等との取引が禁止される（報復リスト掲載者との取引を行うなど、報復措置を遵守しない（中国内企業のみならず）外国企業等に対しても、政府調達、入札、出入国の禁止や制限

⁷「中华人民共和国商务部令二〇二六年第 2 号 关于对应用 DNA 科学公司等 6 家美国实体采取反制措施的决定」（中華人民共和國商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 8 月 5 日）別添 3※CISTEC 仮訳

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_bd62c275eb144ba7bc6a50716ab823b6.html

○これまでのリスト掲載者一覧

統合リストー反外国制裁法、信頼できないエンティティリスト等（2026.8.5 時点）

https://www.cistec.or.jp/members/zopen-sanjogentei/20260106_list.pdf

⁸「商务部新闻发言人就美国将中国企业列入所谓涉疆法案实体清单答记者问」（中華人民共和國商務部サイト新聞発布・新聞發言人談話 2026 年 8 月 1 日）

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyth/art/2026/art_97e8026ea5e745ccb0cf5e87294cd009.html

⁹ 反外国制裁法は 2021 年 6 月に制定・施行。制定背景として、西側の国々の中国に対する制裁を科し内政干渉を行ってきたとして、外国の差別的措置に報復するための法律を制定することが必要として、第 13 期全人代第 4 回会議で承認された「全人代常務委員会活動報告」では「今後 1 年の主要任務」の中で、反制裁、反干渉、管轄権の域外適用への対抗措置に対する法的ツールを拡充することを明確に打ち出したとされている。（人民網 2021.6.8）<https://j.people.com.cn/n3/2021/0608/c94474-9858954.html>

等を科すことができる¹⁰⁾。

■反外国制裁法の関連条文

反外国制裁法（抄）※CISTEC 仮訳

第三条 中華人民共和国は覇権主義と強権政治に反対し、いかなる国がいかなる口実、いかなる方式によって中国の内政に干渉することに反対する。

外国国家が国際法と国際関係の基本準則に違反し、各種口実やその本国の法律に依拠して我が国に対して抑制、抑圧を行い、我が国の公民、組織に対して差別的規制措置を講じ、我が国の内政に干渉したならば、我が国は相応の報復措置を採る権利を有する。

第四条 国務院の関係部門は本法第三条に規定した差別的規制措置の制定、決定、実施に直接、あるいは間接的に関与した個人、組織を報復リストに加えることを決定することができる。

第六条 国務院の関係部門は各自の職責と職務分業に基づいて、本法第四条、第五条に規定する個人、組織に対して、実際の状況に基づいて以下の一つあるいは複数の措置を講じることを決定することができる：

- （一）査証を発行しない、入国禁止、査証取消、あるいは国外追放；
- （二）我が国国内にある動産、不動産やその他の各種財産の差し押さえ、押収、凍結；
- （三）我が国国内の組織、個人との関連取引、協力等の活動の禁止あるいは制限；
- （四）その他の必要な措置。

第九条 報復リストと報復措置の確定、一時停止、変更あるいは取消は、外交部あるいは国務院のその他の関係部門が命令を発布し公布する。

第十条 国は反外国制裁業務調整機構を設立し、調整にかかわる関連業務の統括に責任を負わせる。国務院の関係部門は連携・協力と情報共有を強化し、各自の職責と任務の分業に基づいて 関連する報復措置を確定・実施しなければならない。

第十五条 外国の国家、組織あるいは個人が実施、協力、支援する我が国の主権、安全、発展の利益を害する行為に対して、必要な報復措置を講じる必要があったならば、本法の関連規定を参照して実行する。

③ 米コンプライアンス TESTING 合同会社に対する反外国制裁法に基づく報復措置の実施（2026 年 8 月 5 日公布、施行）

中国商務部は 2026 年 8 月 5 日、上述の米国措置に対する対抗措置の一環として、米国

¹⁰⁾ 中国反外国制裁法の実施規定の公布について（速報：改訂版）（CISTEC 解説 25.4.2）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250325.pdf

連邦通信委員会（FCC）の措置に対して、米コンプライアンステストリング合同会社は、同委員会の措置実施に協力・支援を行っているとして、当該者を反外国制裁法に基づく報復リストに掲載し、報復措置の実施を発表¹¹した。

今般の措置内容は、（アプライド DNA サイエンス等の 6 社と同様に）反外国制裁法に基づく報復リストに掲載し、反外国制裁法第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 9 条、第 10 条及び第 15 条等に基づき、中国国内の組織、個人がこれら企業と関連する取引、協力等の活動を行うことを禁止するものである。

④ 中国の強制認証（CCC）機関が米国認証機関に委託して実施していた工場の定期検査の一時停止の決定（2026 年 8 月 5 日公布、施行）

中国国家認証認可監督管理委員会は 2026 年 8 月 5 日、中国認証認可条例に基づく、中国強制認証（China Compulsory Certification（以下「CCC」））制度において、中国の認証機関が米国の認証機関に委託して実施していた（認証取得後の）工場の定期検査の一時停止の決定を発表¹²した。

中国において、製品の輸出や販売を行う場合、同条例に基づき、強制製品認証目録に掲載された製品（17 カテゴリー、106 製品が掲載¹³（2026 年 4 月時点））について、認証機関から CCC を受けなければならない、認証機関の資格の取得は国务院の認証監督部門に申請し、承認を得なければならない。また、認証機関は、認証した製品について、効果的な定期検査を行うことが義務付けられており、当該製品を製造している工場はこれに対応する必要がある。

今般の措置について、米国の認証機関について、当該機関による工場の定期検査を一時停止するものである。これにより、例えば、中国向けに製品を輸出している米国内にある工場は CCC の取得が困難となる可能性など、製品コストの上昇や中国向けの製品の出荷遅延などが生じる可能性が考えられる。

米国連邦通信委員会（FCC）においては、昨年 9 月、米政府各省禁止リスト等を含む「禁止対象団体」の所有・支配・管理下にある認証機関等を認定しない規則等を発表¹⁴していた。

¹¹ 「中华人民共和国商务部令二〇二六年第 3 号 关于对美国合规性测试公司采取反制措施的决定」（中华人民共和国商务部サイト政務公開・政策発布 2026 年 8 月 5 日）別添 4※CISTEC 仮訳

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_5536d924b28442f3ad90db8d764bab0d.html

¹² 「我国强制性产品认证指定机构暂停委托在美认证机构实施工厂跟踪检查」（国家認証認可監督管理委員会サイト新聞聚焦・市場監管要聞 2026 年 8 月 5 日）別添 5※CISTEC 仮訳

https://www.cnca.gov.cn/xwj/scjgyw/art/2026/art_ce6dec0a49ea4f3eb1b14862f0b32e01.html

¹³ 「强制性产品认证实施规则汇总（更新日期：2026 年 4 月）」（国家認証認可監督管理委員会サイト実施規則 2026 年 4 月 17 日）

https://www.cnca.gov.cn/hlwfw/ywzl/qzxcprz/ssgz/art/2026/art_5261f654e02d45edaf0805fb268c9fc9.html

¹⁴ Promoting the Integrity and Security of Telecommunications Certification Bodies, Measurement

同規則の発表によれば、認証済み機器の 75%は中国の研究所で試験が行われているとのことである。

さらに、同委員会（FCC）は本年 5 月、米国と相互承認協定を締結していない外国に所在する機器の試験所や認証機関の認定を停止する規則を発表¹⁵していた。

⑤ 外国製システムソフトウェアを搭載する輸入印刷機・複写機の国家安全に対する影響調査の決定（2026 年 8 月 5 日公布、施行）

中国商務部は 2026 年 8 月 5 日、上述の米国措置に対する対抗措置の一環として、対外貿易法第 41 条に基づき、対外貿易において国の安全・利益に影響する可能性があるとして、外国製システムソフトウェアを搭載する輸入印刷機・複写機の国家安全に対する影響調査（調査期間は 1 年以内、延長可）を行うことを発表¹⁶した。商務部によれば、今回の調査は、中国における初めての対外貿易に関する国家安全調査としている¹⁷。

対外貿易法は、1994 年に対外開放の拡大、対外貿易の発展、貿易秩序の維持等を目的として制定され、対外貿易、即ち「貨物の輸出入、技術の輸出入及び国際サービス貿易」において、国の安全等を守るなどの理由から、関連貨物や技術の輸出入や国際サービス貿易の禁止又は制限、関連貨物の関税割当による管理や、国内産業保護等の理由による貿易救済措置を行うことができる。

今般の措置の背景について、同法第 41 条では、対外貿易の秩序を守るため、対外貿易における国の安全・利益に関わる事項などに関して調査を行うことができるとされ、外国製システムソフトウェアを搭載する輸入印刷機・複写機の貿易（輸入）は国の安全・利益に影響する可能性があるとして、本条に定める事項に符合し、調査を行うことを決定したとされている。

Facilities, and the Equipment Authorization Program（連邦官報 25.8.7）

<https://www.federalregister.gov/documents/2025/08/07/2025-14970/promoting-the-integrity-and-security-of-telecommunications-certification-bodies-measurement>

〔補足〕「禁止対象団体」：§ 2.902（外国の敵対国政府、FCC “Covered List”，商務省 Entity List, Military End-User List 等）

¹⁵ Promoting the Integrity and Security of Telecommunications Certification Bodies, Measurement Facilities, and the Equipment Authorization Program（連邦官報 26.5.15）

<https://www.federalregister.gov/documents/2026/05/15/2026-09821/promoting-the-integrity-and-security-of-telecommunications-certification-bodies-measurement>

¹⁶ 「商务部公告 2026 年第 33 号 公布对相关进口打印复印办公设备发起对外贸易国家安全立案调查」（中華人民共和國商務部サイト政務公開・政策發布 2026 年 8 月 5 日）別添 6※CISTEC 仮訳

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_0e46c09f491a4881bae53c168c365361.html

¹⁷ 「商务部新闻发言人就相关进口打印复印办公设备发起对外贸易国家安全调查答记者问」（中華人民共和國商務部サイト新聞發布・新聞發言人談話 2026 年 8 月 5 日）

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfytrth/art/2026/art_fbfc500fbbaa2459495caafae0c0f9b17.html

調査対象等は後述のとおりであるが、調査対象企業等は明らかにされていない。また、本調査の結果、どのような措置がなされるのかも判然としないが、同法においては、上述のとおり、関連貨物や技術、サービス貿易も含めて禁止又は制限措置を講じることができる他、中国の主権、安全等を脅かした者や、中国の個人及び組織との正常な取引を中断し、又は差別的な措置を講じ、合法権益を著しく損なった者に対して、中国と関係する貨物、技術の輸出入及び国際サービス貿易を禁止又は制限する措置を講じることができる（第40条）とされている。商務部は「今後、調査機関は法に基づき調査を実施し、各利害関係者の権益を十分に保障するとともに、調査結果に基づき客観的かつ公正な裁定を下し、中国国内産業の合法的権益及び国家安全保障上の利益を断固として守り抜く。」としている。

今般の措置について、中国に印刷機や複写機の事務機器を輸出している企業等は調査対象となる可能性があり、日本企業も例外ではなく、本調査の今後の動向等を注視していく必要がある。

さらに、本調査において、提供した資料の取扱いについて、秘密保持情報が含まれている場合、その旨を申請し、商務部の同意を得なければ提供した情報は公開情報とみなされる点（本公告六、）にも注意が必要である。

【調査対象等一覧】

調査対象	外国製システムソフトウェアを搭載する輸入印刷機・複写機 ※外国製システムソフトウェアとは、外国の個人又は事業体によって開発、テスト又はメンテナンスされているドライバソフトウェア及び組込みソフトウェア
調査事項	① 調査対象の輸入状況 ② 輸入した製品、技術又はサービスの国の安全・利益に与える影響の状況 ③ 関連分野の国内需要の状況及び国外の貨物、技術又はサービスの依存状況 ④ 中国国内の関連産業の発展の現状及び輸入による影響の状況 ⑤ 中国国内の関連産業が国内需要及び国の安全・利益を満たす能力及び水準 ⑥ 関連する外国政府の政策及び措置が中国の国家安全・利益に及ぼす影響 ⑦ その他の対外貿易における国の安全・利益に影響を及ぼす状況
調査手順	書面によるアンケートの実施、公聴会の開催、実地調査、委託調査等
調査期間	1年以内、特殊な状況下で延長可

以上

※CISTEC 仮訳

商務部報道官が米国連邦通信委員会（FCC）、米国国土安全保障省（DHS）による一連の中国に関する否定的措置に対する報復措置の実施について記者の質問に回答¹⁸

質問：本日、商務部等の関係部門は米国連邦通信委員会（FCC）、米国国土安全保障省（DHS）による一連の中国に関する否定的措置に対する報復措置を実施すると発表しましたが、どのような点を考慮しているのでしょうか？

回答：釜山での米中首脳会談以来、米国連邦通信委員会（FCC）は、中国側の強い反対や米中両国の産業界からの強い要望を顧みず、国家安全保障の概念を拡大し続け、再三再四中国に関する制限措置を打ち出し、それらは通信事業、検査実験室、無人機、コンシューマー向けルータ、海底光ケーブル等の分野に及び、さらに最近、先端ロボット機器や電力用インバーターの輸入制限措置も講じた。

特に、米国は中国側の度重なる申し入れを顧みず、7月30日に中米経済貿易担当者のテレビ通話の後、7月31日に再び40社余りの中国エンティティをいわゆる“ウイグル強制労働防止法エンティティリスト”に追加した。中国はこれに強い不満を抱き、断固として反対する。

米国連邦通信委員会（FCC）の関連措置および米国国土安全保障省による関連エンティティをいわゆる“ウイグル人強制労働防止法エンティティリスト”に追加するやり方は、両国首脳が合意した重要な共通認識に著しく反するものであり、中国の正当な権益を著しく損なうものであり、中国側は必要な報復措置を講じて対応するほかなく、これには無人機とその重要部品、技術の対米輸出管理の強化、中国強制製品認証（CCC）指定機関が米国認証機関に委託して実施する工場追跡検査の一時停止、米国コンプライアンステストング合同会社（Compliance Testing, LLC）の報復リスト掲載、輸入印刷・複写等の事務機器に対する対外貿易国家安全保障調査の開始、米国エンティティ 6 社の報復リストへの追加等が含まれる。

私が強調したいのは、中国の報復措置は全体として抑制的なものということである。中国

¹⁸ 「商务部新闻发言人就对美国联邦通信委员会、美国土安全部系列涉华消极措施实施反制答记者问」（中華人民共和國商務部サイト新聞発布・新聞發言人談話 2026 年 8 月 5 日）
https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyth/art/2026/art_e247be3a58d7425e9cfd0813ae7c2695.html

は中米経済貿易関係の得難い安定を重要視している。我々は米国が中国と互いに歩み寄れることを望んでいる。中国は米国に対し、関連措置を直ちに撤回し、誤ったやり方を止め、友好的な協議と協力によって相違を解決するという正しい軌道に戻り、中米の建設的で戦略的な安定関係を維持するために共同で努力することを要求する。もし米国が頑として新たな対中制限措置を打ち出した場合、中国はさらなる報復措置を講じる。

※CISTEC 仮訳

商務部公告 2026 年第 34 号 無人機に関わる両用品目の米国に対する輸出管理強化に関する公布¹⁹

【発布団体】 安全管理局（産業安全・輸出入管理局）

【発布文書番号】 商務部公告 2026 年第 34 号

【発布期日】 2026 年 8 月 5 日

《中華人民共和国輸出管理法》および《中華人民共和国輸出管理条例》等の法律法規の関連規定に基づき、国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、無人機に関わる両用品目の米国に対する輸出管理を強化することを決定した。今ここに関連事項を以下の通り公告する：

《中華人民共和国両用品目輸出管理リスト》に掲載されている無人機とその重要部品、関連技術の米国への輸出について、個別に厳格に審査を行い、許可の円滑化措置は適用しない。

本公告は公布の日より正式に実施する。

商務部

2026 年 8 月 5 日

¹⁹ 「商务部公告 2026 年第 34 号 公布加强无人机相关两用物项对美国出口管制」（中華人民共和国商務部 サイト政務公開・政策発布 2026 年 8 月 5 日）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_74835ca289b5463f9c36cb983b689dba.html

※CISTEC 仮訳

中華人民共和国商務部令二〇二六年第 2 号 アプライド DNA サイエンス等米国エンティティ 6 社に対する報復措置実施に関する決定²⁰

【発布団体】 安全管理局（産業安全・輸出入管理局）

【発布文書番号】 商務部令 2026 年第 2 号

【発布期日】 2026 年 8 月 5 日

中華人民共和国商務部令
二〇二六年第 2 号

国家反外国制裁業務調整機構の承認を得て、今ここに《アプライド DNA サイエンス等米国エンティティ 6 社に対する報復措置実施に関する決定》を公布し、2026 年 8 月 5 日より施行する。

部長 王文涛
2026 年 8 月 5 日

アプライド DNA サイエンス等米国エンティティ 6 社に対する報復措置実施に関する決定

最近、米国がいわゆる“強制労働”を理由に中国企業に制裁措置を講じたことは、国際法および国際関係の基本準則に著しく違反し、我が国の主権、安全、発展の利益を著しく侵害するものである。アプライド DNA サイエンス等米国エンティティ 6 社は米国の新疆ウイグル自治区に関わる違法な制裁に協力・支援を行っており、悪質である。

《中華人民共和国反外国制裁法》第三条、第四条、第六条、第九条、第十条、第十五条、《〈中華人民共和国反外国制裁法〉実施に関する規定》第三条、第五条、第八条、第十条の規定に基づき、中国はアプライド DNA サイエンス等米国エンティティ 6 社を報復リストに追加し、以下の報復措置を講じることを決定した：我が国国内の組織、個人がこれに関連

²⁰ 「中华人民共和国商務部令二〇二六年第 2 号 关于对应用 DNA 科学公司等 6 家美国实体采取反制措施的决定」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 8 月 5 日）
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_bd62c275eb144ba7bc6a50716ab823b6.html

する交易、協力等の活動を行うことを禁止する。

付属文書：報復リスト（2026 年 8 月 5 日）

付属文書

報復リスト（2026 年 8 月 5 日）

1. アプライド DNA サイエンスズ（Applied DNA Sciences, Inc.）
住所：50 Health Sciences Drive, Stony Brook, NY 11790, USA
郵便番号：11790
通称：Applied DNA Sciences
2. ストラタム・レザボア合同会社（Stratum Reservoir, LLC.）
住所：5200 North Sam Houston Pkwy W #500, Houston, TX 77086, USA
郵便番号：77086
通称：Stratum Reservoir
3. アルタナ・テクノロジーズ（Altana Technologies, Inc.）
住所：25 Kent Ave Ste 501, Brooklyn, NY 11249 , USA
郵便番号：11249
通称：Altana Technologies、Altana
4. レスポンシブル・ビジネス・アライアンス（Responsible Business Alliance）
住所：1725 Duke Street Suite 300 Alexandria, VA 22314, USA
郵便番号：22314
通称：RBA
5. ベリテ・グループ（Verite Group, Inc.）
住所：Business Ct, Suite 200, Sterling, VA 20166, USA
郵便番号：20166
通称：Verite Group、Verite
6. ヒューマン・ライツ・イン・チャイナ（Human Rights in China）
住所：85 Broad Street, FL 17, NY 10004, USA
郵便番号：10004
通称：HRIC

※CISTEC 仮訳

中華人民共和国商務部令 2026 年第 3 号 米国コンプライアンステストリング合同会社に対する報復措置実施に関する決定²¹

【発布団体】 安全管理局（産業安全・輸出入管理局）

【発布文書番号】 商務部令 2026 年第 3 号

【発布期日】 2026 年 8 月 5 日

中華人民共和国商務部令
二〇二六年第 3 号

国家反外国制裁業務調整機構の承認を得て、今ここに《米国コンプライアンステストリング合同会社に対する報復措置実施に関する決定》を公布し、2026 年 8 月 5 日より施行する。

部長 王文涛
2026 年 8 月 5 日

米国コンプライアンステストリング合同会社に対する報復措置実施に関する決定

最近、米国連邦通信委員会（FCC）は中国に対する否定的措置を集中して打ち出し、中国企業の正当な合法権益を著しく侵害した。米国のコンプライアンステストリング合同会社（Compliance Testing, LLC）は米国連邦通信委員会（FCC）の措置実施を協力・支援し、我が国の主権、安全、発展の利益を損なった。

《中華人民共和国反外国制裁法》第三条、第四条、第六条、第九条、第十条、第十五条、《〈中華人民共和国反外国制裁法〉実施に関する規定》第三条、第五条、第八条、第十条の規定に基づき、中国は米国コンプライアンステストリング合同会社（Compliance Testing, LLC）を報復リストに追加し、以下の報復措置を講じることを決定した：我が国国内の組織、個人がこれと関連する交易、協力等の活動を行うことを禁止する。

²¹ 「中华人民共和国商務部令二〇二六年第 3 号 关于对美国合规性测试公司采取反制措施的决定」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 8 月 5 日）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_5536d924b28442f3ad90db8d764bab0d.html

付属文書：報復リスト（2026 年 8 月 5 日）

付属文書

報復リスト（2026 年 8 月 5 日）

米国コンプライアンステストリング合同会社（Compliance Testing, LLC）

住所：1724 S Nevada Way, Mesa, Arizona, 85204, USA

郵便番号：85204

通称：Compliance Testing、CT

※CISTEC 仮訳

我が国の強制製品認証指定機関による米国認証機関への工場定期検査の実施委託の一時停止²²

国家認証認可監督管理委員会は本日より、中国の強制製品認証（CCC 認証）指定機関が、米国にある認証機関に委託して実施していた認証取得後の工場追跡検査を一時停止することを決定した。

²² 「我国强制性产品认证指定机构暂停委托在美认证机构实施工厂跟踪检查」（国家認証認可監督管理委員会サイト新聞聚焦・市場監管要聞 2026 年 8 月 5 日）
https://www.cnca.gov.cn/xwj/scjgyw/art/2026/art_ce6dec0a49ea4f3eb1b14862f0b32e01.html

※CISTEC 仮訳

商務部公告 2026 年第 33 号 関連輸入印刷・複写事務機器について対外貿易国家安全立件調査の開始に関する公布²³

【発布団体】貿易救済局（貿易救済調査局）

【発布文書番号】商務部令 2026 年第 33 号

【発布期日】2026 年 8 月 5 日

《中華人民共和国対外貿易法》第四十一条の規定に基づき、対外貿易秩序を維持するため、商務部は単独または国务院の他の関係部門と共同で、対外貿易における国の安全・利益に関わる事項について調査を行うことができる。

初歩的な情報によれば、外国製システムソフトウェアが搭載された輸入印刷・複写事務機器は対外貿易において国の安全・利益に影響する可能性があり、《中華人民共和国対外貿易法》第四十一条に定める事項に符合する。

《中華人民共和国対外貿易法》第四十一条、四十二条の規定に基づき、商務部は 2026 年 8 月 5 日より、対外貿易における国の安全・利益に関わる事項について調査を行うことを決定した。今ここに関連事項について以下の通り公告する：

一、調査対象および調査事項

（一）調査対象。

本調査の対象は外国製システムソフトウェアが搭載された印刷・複写機能を備えた輸入事務機器とする。

外国製システムソフトウェアとは、外国の個人またはエンティティによって開発、テストまたはメンテナンスされているドライバソフトウェアおよび組込みソフトウェアを指す。

（二）調査事項。

対外貿易における貨物、技術およびサービスが中国の国家安全・利益に対する影響を評価するため、調査機関は以下の事項について調査を行うことができる。

（1）調査対象の輸入状況；

²³ 「商务部公告 2026 年第 33 号 公布对相关进口打印复印办公设备发起对外贸易国家安全立案调查」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 8 月 5 日）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_0e46c09f491a4881bae53c168c365361.html

- (2) 輸入した製品、技術またはサービスの国の安全・利益に与える影響の状況；
- (3) 関連分野における国内需要の状況および国外の貨物、技術またはサービスに対する依存状況；
- (4) 中国国内の関連産業の発展の現状および輸入による影響の状況；
- (5) 中国国内の関連産業が国内需要および国の安全・利益を満たす能力および水準；
- (6) 関連する外国政府の政策および措置が中国の国家安全・利益に及ぼす影響；
- (7) その他の対外貿易における国の安全・利益に影響を及ぼす状況。

二、調査手順

《中華人民共和國對外貿易法》第四十二條の規定に基づき、調査は書面によるアンケートの実施、公聴会の開催、実地調査、委託調査等の方法で実施することができる。商務部は調査結果に基づいて、調査報告書を提出する、または処理裁定を行い、公告を発表する。

三、調査期間

本調査は立件決定公告の日から 12 か月以内に終了するものとするが、特殊な状況の下では延長することができる。

四、公開情報の閲覧

調査の過程において、利害関係者は商務部ウェブサイトの貿易救済調査局サブサイトを通じて案件の公開情報を照会することができるほか、商務部の貿易救済公開情報閲覧室（電話番号：0086-10-65197878）で案件の公開情報を検索、閲覧、書写、および複写することができる。

五、コメント・意見の提出

利害関係者は本公告公布の日より 30 日以内に書面形式で立件と調査の手順に関わる問題のコメント・意見を商務部貿易救済調査局に提出することができる。

六、情報の提出と処理

利害関係者が調査過程においてコメント・意見、回答等を提出する場合、“貿易救済調査情報化プラットフォーム” (<https://etrb.mofcom.gov.cn>) を通じて電子版を提出するとともに、商務部の要求に基づいて、同時に書面版を提出しなければならない。電子版と書面版の内容は同一で、書式が一致していなければならない。

利害関係者は提供した資料が漏洩した場合に重大な悪影響が生じると考える場合、商務部に秘密資料として処理するよう申請し、その理由を説明することができる。商務部がその請求に同意した場合、秘密保持を申請した利害関係者は同時に当該秘密情報の非秘密概要

を提供しなければならない。非秘密概要は、十分で、有意義な情報を含み、それによって他の利害関係者が秘密情報を合理的に理解できるようにしなければならない。非秘密概要を提供できない場合、理由を説明しなければならない。利害関係者の提出した情報に秘密保持を必要とする説明がなされていない場合、商務部は当該情報を公開情報とみなす。

七、連絡方法

住所：北京市東長安街 2 号

郵便番号：100731

商務部貿易救済調査局

電話番号：0086-10-65198474、65198194

FAX：0086-10-65198172

ウェブサイト：<http://trb.mofcom.gov.cn>

中華人民共和國商務部

2026 年 8 月 5 日